

日本遺産認定記念「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」
展示会イベント企画・運営等業務委託仕様書

1 業務名

日本遺産認定記念「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」展示会イベント
企画・運営等業務委託

2 目的

令和2年度に「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」が日本遺産に認定されたことを記念し、地域の方や観光客にストーリー全体の普及を行うため、展示会イベントを開催する。

3 イベント日程等

(1) 名称

日本遺産認定記念「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」展示会

(2) 開催日

事業者の提案による。ただし以下の条件を満たすこと。

ア 令和5年1月1日から令和5年2月28日の期間内であること。

イ 土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であること。

ウ 1日間若しくは2日間行うこと。

(3) 開催時間

事業者の提案による。

(4) 会場

長崎県、佐賀県及び福岡県内の多数の方が来場される大型商業施設等

※長崎県、佐賀県及び福岡県内の3箇所で行う必要はない。また、実施スペースについても制限はない。

(5) 主催

シュガーロード連絡協議会

4 目標集客数

40,000人

5 履行期間

契約締結日から令和5年3月10日まで

6 履行場所

指定場所

7 業務概要

日本遺産の価値を伝える取組の一環として戦略的に計画し、ストーリー全体を観光客や地域住民に普及できるような展示会イベントとすること。

(1) 企画調整

ア シュガーロード関連資料等展示ブース

- (ア) B 1 サイズの展示資料を 15 枚以上製作し、設置すること。
- (イ) その他シュガーロードの魅力が伝わる展示物を製作し、展示すること。
また、展示物を借用して展示することも可。ただし、借用物の管理については、受託者にて行うこと。
- (ウ) 展示物製作に係る資料及び画像等については、受託者により調達すること。
- (エ) 製作物の 1 点あたりの単価は 10 万円（税込）を超えないこと。
- (オ) 展示に必要な備品（イーゼル等）についても、受託者で用意すること。

イ シュガーロードの特長を活かした来場者体験型のプログラムを提供すること。

ウ 飲食物販ブース

下記に従い、シュガーロード（長崎県、佐賀県及び福岡県内のスイーツ）をメインとしたグルメ・特産物や話題の商品等を取り扱う飲食物販ブースを設置すること。

- (ア) 出店する店舗については、シュガーロード連絡協議会会員の店舗を優先して選定すること。ただし、シュガーロード連絡協議会会員の店舗で不足する場合は、会員以外の店舗を選定することも可。※会員名簿については、業者決定後提供する。
- (イ) 出展料の設定は自由とする。
- (ウ) 出店できる事業者は露天営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出店受付の際、それら許認可の取得状況について確認すること。
- (エ) 酒類の提供は不可とする。
- (オ) 火気の手扱いや敷地内への車両の乗り入れ等については、開催場所の規則に従うよう、事前に出店者へ指示すること。

エ 来場者へのアンケートの実施

実施方法については任意とするが、以下を網羅すること。

- (ア) 会場内で来場者に対しアンケートを実施すること。
- (イ) アンケートに回答していただくために工夫すること。
- (ウ) アンケートの回答を集約し、集計結果を報告すること。
- (エ) アンケートの項目については、事業者決定後、発注者と協議の上決定すること。

オ その他集客や特産品の P R に繋がる企画

来場の動機となる企画を検討すること。ただし、優劣をつける企画及び日本遺産と関連性のない企画は除く。

※注意事項

- (ア) アからオまでの業務内容以外にも、本イベントをより効果的で魅力的なものとするための独自の企画提案を行ってもよい。
- (イ) 企画の実施可否が不明な場合は、質問書にて事前に発注者に確認すること。

(2) 運営管理

ア (1)で提案した内容を催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。

- イ 当日は会場内にイベント本部を設置し、運営管理や各種問合せ対応に当たること。
- ウ 国、県及び市が発出する新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに準じた適切な感染症防止対策を行うこと。

例：来場時の検温の実施、来場者に対する手指消毒、マスク着用の依頼、会場内における人と人との距離の確保 等

- エ 当日の進行や人員配置、各種図面、緊急時連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、各スタッフやシュガーロード連絡協議会と情報共有を図ること。

(3) 設営制作

- ア (1)、(2)で提案した内容を催行するために必要な会場設営や制作を行うこと。
- イ 会場の設営及び撤去の日程は発注者と調整すること。
- ウ 会場内に飲食・休憩スペース及びごみ箱を設置すること。また、イベント終了後のごみの収集処分を行うこと。
- エ イベントの内容に応じ、適宜会場内を装飾してもよい。
- オ 飛沫防止のための透明シートの設置等、設営面においても適切な感染症防止対策を講じること。
- カ イベント終了後は必ず原状復帰を行うこと。

(4) 広報

- ア 集客目標数を達成できるよう、各種メディアやSNSを活用した効果的な広報を行うこと。
- イ 当日配布及び事前広報可能なチラシを制作すること。
- ウ シュガーロード連絡協議会のホームページ等の使用も可。

(5) その他

- イベント開催中のリスクに備える保険（来場者用傷害保険など）へ加入すること。

8 新型コロナウイルス感染症等による委託業務の延期

新型コロナウイルス感染症拡大状況等により、開催を延期する場合がある。

また、令和5年2月28日までに業務を開催できない場合、業務を中止とする。

なお、新型コロナウイルス感染症等による延期、中止の際に発生するキャンセル料等の費用については、受託者と発注者との協議の上、下記に示す委託金額を超えない範囲で発注者が負担する。

9 契約予定額

5,700,000円（税込）を上限とする。

※企画、運営、設営等に係る費用や賃借料、需用費等についてはすべて委託料に含む。

10 成果物の提出

本業務完了後に次のとおり提出すること。

- ア イベント終了後に事業の企画や実施概要、来場者数、会場内の写真、制作物、アンケート結果等を記録した報告書
 - (イ) 紙媒体 2部

- (i) データ (PDF 形式(高画質))
- イ 制作した展示物の現物及びデータ (ai 形式及び PDF 形式(高画質))
- ウ 本事業経費で購入した備品類 ※該当品がある場合のみ

11 権利の帰属等

- ア 本業務により制作された成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は全て発注者に帰属する。
- イ 受託者は、発注者の承諾なしに本業務により制作した成果物及び資料を他に流用することはできない。
- ウ 受託者は、著作権人格権(公表権、指名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、契約締結後、すみやかに事業計画書を提出すること。
- (2) 業務の円滑な進捗及び成果を把握するため定例的な打ち合わせを行うこと。また、受託者は打合せ記録簿を作成すること。
- (3) 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、長崎市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分に留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他、個人情報の保護に努めること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。
- (4) 受託者は、本委託業務を行うにあたって業務上で知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本事業の一部を事前に発注者の承諾を得た上で、第三者に委託できるものとする。
- (6) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを発注者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (7) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって発注者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 発注者は本事業において、受託者から協力を求められた際は可能な範囲で協力を行うものとする。
- (9) この仕様書に定めのない疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、発注者と受託者で別途協議する。

13 支払条件

業務完了後の一括払とする。